

福島県優良土木・建築委託業務表彰要領改正 新旧対照表

新（令和4年4月1日）	旧（平成29年1月31日）
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれか（以下「欠格事項」という。）に該当する場合は、対象としないものとする。</p> <p>(1) 受注者が、「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」（平成19年4月1日施行）第2条の規定による参加資格制限を受けた場合であって、その参加資格制限の期間が、<u>表彰する年度の前々年度から表彰する年度の表彰決定日までの期間</u>に存する場合。</p> <p>(2) 受注者が、建設業法又は測量法に基づく営業停止を受けた場合であって、その営業停止の期間が、<u>表彰する年度の前々年度から表彰する年度の表彰決定日までの期間</u>に存する場合。</p> <p>(表彰の取消し)</p> <p>第10条 土木部長は、被表彰者に対し、<u>表彰決定日までに</u>第4条に規定する欠格事項が生じた場合は、速やかに報告するよう求めるものとする。</p> <p>2 土木部長は、被表彰者について、<u>表彰決定日までに</u>前項に規定する欠格事項に該当すると認められるときは、表彰の決定を取り消すものとする。</p> <p>【別表】 福島県優良土木・建築委託業務表彰審査委員会</p> <p>1 組織</p> <p>委員会の委員は、次のとおりとする。</p> <p>委員長 土木部長</p> <p>副委員長 土木部技監 土木部政策監</p> <p>委員 土木部次長（企画技術担当） 土木部次長（道路担当） 土木部次長（河川港湾担当） 土木部次長（都市担当） 土木部次長（建築担当） 土木部参事（<u>社会基盤強靱化・復興担当</u>） 土木総務課長 土木企画課長 技術管理課長 道路計画課長 河川計画課長 都市計画課長 建築住宅課長</p> <p>附則</p> <p><u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれか（以下「欠格事項」という。）に該当する場合は、対象としないものとする。</p> <p>(1) 受注者が、「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」（平成19年4月1日施行）第2条の規定による参加資格制限を受けた場合であって、その参加資格制限の期間が、<u>表彰年度の前々年度から当該年度表彰日までの期間</u>に存する場合。</p> <p>(2) 受注者が、建設業法又は測量法に基づく営業停止を受けた場合であって、その営業停止の期間が、<u>表彰年度の前々年度から当該年度表彰日までの期間</u>に存する場合。</p> <p>(表彰の取消し)</p> <p>第10条 土木部長は、被表彰者に対し、<u>表彰日までに</u>第4条に規定する欠格事項が生じた場合は、速やかに報告するよう求めるものとする。</p> <p>2 土木部長は、被表彰者について、<u>表彰日までに</u>前項に規定する欠格事項に該当すると認められるときは、表彰の決定を取り消すものとする。</p> <p>【別表】 福島県優良土木・建築委託業務表彰審査委員会</p> <p>1 組織</p> <p>委員会の委員は、次のとおりとする。</p> <p>委員長 土木部長</p> <p>副委員長 土木部技監 土木部政策監</p> <p>委員 土木部次長（企画技術担当） 土木部次長（道路担当） 土木部次長（河川港湾担当） 土木部次長（都市担当） 土木部次長（建築担当） 土木部参事（<u>復興・まちづくり担当</u>） 土木総務課長 土木企画課長 技術管理課長 道路計画課長 河川計画課長 都市計画課長 建築住宅課長</p> <p>附則</p>